

## 令和3年度川西町子ども・子育て会議（議事録）

■日 時 令和4年2月18日（金） 10時00分 ～ 11時35分

■場 所 川西町役場 2階 202会議室

### ■出席者

川西町子ども・子育て会議委員

川田 知見	浅川 みき	植田 八千代	森 香	福辻 智実
岡田 幸余	森田 政美	吉岡 秀樹	中森 委香	

川西町子ども・子育て会議条例第7条に基づく出席者

高場 慎太郎

事務局（川西町健康福祉課）

東 啓太

### ■欠席

川西町子ども・子育て会議委員

増井 亜紀	川端 正視	福田 奈美	宮崎 博文
-------	-------	-------	-------

### ■内容

1. 開会
2. 委員の委嘱について
3. 議事
  - (1) 第2期川西町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告について
  - (2) 第2期川西町子ども・子育て支援事業計画の変更について
    - ・川西幼稚園の認定こども園化について
    - ・川西学童保育所の新規整備計画について
  - (3) 委員による意見交換
4. 閉会

### ■議事録

次ページ以降に掲載

## 1. 開 会

---

(10時00分)

事務局（東）  ただ今から「令和3年度川西町子ども・子育て会議」を開催します。公私ご多忙にも関わらずご出席を賜りましてありがとうございます。  
会議に先立ちまして、森田副町長から挨拶を申し上げます。

森田副町長  本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、平素は川西町の子育てに関する各種施策にご理解とご協力をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。  
さて、川西町では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」を定め、皆さまのご理解・ご協力を賜りながら計画に取り組んでいるところでございます。  
昨今は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引いており、保育施設や小学校で臨時休園、学級閉鎖等も何度かあり、関係する皆さまには大変なご心配やご苦労をおかけしているところでありますが、コロナ禍を理由として子育て支援の取組みを停滞させることなく推進させるためにも、より一層のご理解・ご協力を賜りたくお願い申し上げます。  
今回の「子ども・子育て会議」では、川西町のこれまでの取組について報告をするとともに、「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」の変更について委員の皆さまからご意見をいただきたく開催いたしました。  
いただいたご意見は、今後の子ども・子育て支援施策の参考にさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

事務局（東）  それでは、議事に先立ちまして、委員の皆さまの紹介をさせていただきます。  
お手元の委員名簿順にご紹介いたします。

成和保育園  保護者代表  川田  知見  委員  です。

川西こども園  保護者代表  増井  亜紀  委員ですがね、本日は事情のため欠席させていただき旨連絡をいただいておりますのでご了承ください。

川西幼稚園  保護者代表  浅川  みき  委員  です。

川西小学校  保護者代表  植田  八千代  委員  です。

成和保育園  園長  川端  正視  委員ですが、本日は事情のため欠席させていただき旨連絡をいただいておりますのでご了承ください。

川西こども園 園長 森 香 委員 です。

川西幼稚園 園長 福田 奈美 委員ですが、本日は公務のため欠席させていただき、旨連絡をいただいておりますのでご了承ください。

川西小学校 校長 福辻 智実 委員です。

社会福祉法人飛鳥学院 児童家庭支援センターあすか 次長 宮崎 博文 委員ですが、本日は事情のため欠席させていただき、旨連絡をいただいておりますのでご了承ください。

川西町主任児童委員 岡田 幸余 委員です。

川西町副町長 森田 政美 委員です。

川西町教育担当理事 兼 川西町教育委員会事務局長 吉岡 秀樹 委員です。

川西町健康福祉課長 中森 委香 委員です。

続いて、川西町子ども・子育て会議条例第7条に基づき出席させていただいた職員です。

川西町教育委員会事務局 主幹 高場 慎太郎 です。

そして、事務局を務めます 川西町健康福祉課 東 啓太 です。

それではここで、本日使用する資料のご確認をお願いします。

資料は全部で6種類です。資料1は紐綴じのもの、資料2から資料5は、ホチキス止めのもの、そして、「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」の冊子1冊となります。

全てお手元にございますか。

ない方は、事務局までお申出ください。

## 2. 委員の委嘱について

---

事務局（東）

では、進めさせていただきます。まずは、『川西町子ども・子育て会議条例』の規定により、委員の委嘱について議事を進めます。

この会議は、『子ども・子育て会議条例』の規定により開催されるものとなります。条例第4条の規定により、会議に参加いただく皆さまを委員に委嘱させて

いただきます。お手元に、委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認ください。本来であればおひとりずつ手渡ししなければならないところですが、時間短縮のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、『川西町子ども・子育て会議条例』第5条の規定により会長、副会長を互選いただきます。

委員の皆さま、会長、副会長に推薦したい方はおられるでしょうか。

委員 事務局から提案をお願いできますか。

事務局（東） ありがとうございます。それでは、事務局から提案させていただきます。会長には森田委員、副会長には、吉岡委員をご提案させていただきたいとおもいます。森田委員におかれましては、これまでの子ども・子育て会議で会長を務めていただいております、吉岡委員におかれましても、子ども・子育て会議に委員として毎年参加いただいております、会長・副会長にふさわしいと考えております。皆さま、いかがでしょうか。

（異議なし）

事務局（東） ありがとうございます。賛同いただいたということで、会長は森田委員、副会長は吉岡委員にお願いしたいと思います。それでは、『川西町子ども・子育て会議条例』の規定により、以降の議事は森田会長に進行をお願いしたいと思いますので、会長席に移動願います。

森田会長 （会長席へ移動）

それでは、今後、会議の進行をさせていただきます。委員の皆さまのご協力をいただきながら、円滑に進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず始めに、この会議の議事録の要旨につきましては、原則公開としまして、町ホームページに掲載させていただくことをお知らせいたします。なお、議事録においては、各委員の発言の自由を担保するため、発言を匿名で公表させていただきますことを申し添えます。

### 3. 議事 (1) 第2期川西町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告について

---

- 森田会長                    それでは、議事を進めます。
- 議事「(1) 第2期川西町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告について」に関して、事務局からの説明をひととおり終えたあと、質問とあわせて皆さまからのご意見をいただきたく思います。
- では、事務局から説明をお願いします。
- 事務局（東）                それでは、事務局から説明します。
- 資料1をご覧ください。
- この資料は、森田会長のあいさつで説明させていただいた『第2期川西町子ども・子育て支援事業計画』の進捗状況を報告したものになります。この計画は、第1期からの計画の継続的取組みとして、川西町としてどのような子育て支援施策に取り組んでいくかを示したものとなっております。
- 全ての中身を読み上げるとなると、かなりのボリュームになることから、この会議の場では、資料2の概要版を用いてご説明させていただきたいと思います。説明を割愛させていただいた事業については、ご覧になられて気になる点、疑問点がございましたら、事務局の健康福祉課までお問い合わせいただければ担当課に確認のうえ、改めて回答させていただきます。
- それでは、資料2の1頁と計画冊子の64～65頁を併せてご覧ください。
- 計画の64～66頁に記載されている内容は、川西町全体の就学前児童の教育・保育ニーズの実態を把握し、実態に基づく適切な教育・保育提供体制を数値化して目標と定めたものとなります。
- しかしながら、この計画を定めた当時から教育・保育ニーズの動向が少しずつ変化しており、教育・保育提供体制、つまり、利用定員を見直しています。
- 利用定員の変更をまとめたものが資料2の1頁「①利用定員の変更」の表で、色を付けた箇所となります。
- 川西町では令和3年度から成和保育園の保育利用定員を見直し、令和4年度からは川西幼稚園の認定こども園化により、教育利用定員の変更と保育利用定員の設定を行う予定となっております。川西幼稚園の認定こども園化につきましては、後ほど高場より詳細を説明させていただきます。

続きまして、資料 1 の 1 頁をご覧ください。

2 段目の令和 3 年度と 3 段目の令和 4 年度を比較いただくと、1 号認定が急減しており、2 号認定が急増していることがお分かりいただけると思います。これは、令和 4 年度から予定している川西幼稚園の認定こども園化による影響です。

具体的には、令和 3 年度現在の川西幼稚園在園児は全員教育のみのニーズである 1 号認定に分類されますが、令和 4 年度からは幼稚園部分のほか、保育所部分が増設されることにより、保育ニーズである 2 号認定の利用も可能となるため、教育のみのニーズである 1 号認定児童の一定割合の世帯が保育ニーズである 2 号認定の利用に変更を希望したためです。

この表からもお分かりいただけるとおり、近年では保育ニーズが非常に多くなり、教育のみのニーズは、減少傾向となっており、教育・保育施設もニーズに合わせた変更が求められています。

委員の皆さまもご存じかと思われませんが、この傾向は川西町独特の事情ではなく、社会全体が共働き世帯の増加傾向にあり、川西町も例外ではないということが表れていると思われま

す。就学前児童の保育ニーズが増加しているということは、必然的に就学後、つまり小学生児童の保育ニーズも高くなるということを現します。

この点につきましては、後の議事で詳細をお話したいと思います。

続きまして、資料 2 の 1 頁「2. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた取り組み」をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大の与える影響の大きさは一律ではありませんが、計画全体で 138 項目のうち、項目数でいうと約 2 割は影響を受けているということになります。

昨年度と比較して共通している点は、参加人数が多いものや飲食を伴うものについては、新型コロナウイルスの影響により中止、縮小、代替事業を行ったことです。相違点は、新しい生活様式に対応した取り組みである、40 頁の 24 時間相談できる小児科医・産婦人科医オンライン相談サービスの導入や、88 頁のオンライン教育の充実等が挙げられます。

今後の子育て支援の取組み全般に言えることと思われませんが、現在の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した対応と、アフターコロナを見越した対応の両にらみで進めていく必要があると思われま

これはとても町単独で行えることではなく、地域の皆さまのご理解とご協力を  
いただいて初めて行うことができることとなりますので、今後ともご支援をよ  
ろしくお願いいたします。

事務局からの「(1) 第2期川西町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告  
について」に関するご説明は、以上です。

森田会長

ありがとうございます。

これまでの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

(質疑等なし)

森田会長

ありがとうございます。他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

他にご意見・ご質問がないようですので、次の議事に進みたいと思います。

### 3. 議事 (2) 第2期川西町子ども・子育て支援事業計画の変更について

---

森田会長

議事(2)「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画の変更について」に関しても、  
事務局からの説明をひとつお終えたあと、質問とあわせて皆さまからのご意見を  
いただきたく思います。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局(東)

それでは、議事(2)「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画の変更について」  
を説明させていただきます。

資料3の1頁をご覧ください。

議事を進める前に、基本的なことからご説明させていただきたいと思います。

まず、①の位置付けについてですが、計画の冊子の1頁にも記載しています。

この計画は、川西町が子ども・子育て支援にかかる必要な各種取組を確実かつ円滑  
に行うための中長期的な目標を定めたものとなっており、法律の規定により定める  
ことが義務付けられているものとなります。

そして、②の、まさに今開催している「子ども・子育て会議」は、今回の議事のテ  
ーマである「川西幼稚園の認定こども園化について」や、「川西学童保育所の新規整  
備計画について」といったことを話し合う会議の場となっております。

また、③に記載のとおり、計画を変更したいときや、特定教育・保育施設（認可施設）の利用定員を定めたいときには、保護者、子育て事業に携わる方、学識経験者等による幅広い立場の委員で構成される子ども・子育て会議にて事前に意見を聴かなければならないとされています。

続きまして、具体的な変更内容についてご説明したいと思います。

2 頁をご覧ください。

今回の変更は、枠で囲った 2 点に関連する部分に絞りたいと考えております。策定作業当時の令和元年度から現在までの内容を全て反映させるとなると、非常に多岐に渡るため、全てを見直す作業は第 3 期計画策定時に行いたいと考えております。計画を見直す前と見直した後が、各々どのようなようになるのかという点について、表にまとめています。計画の 15 頁については後程高場から、19 頁と 74 頁については、私から説明させていただきます。

3 頁をご覧ください。

こちらは、資料 2 の 1 頁の表でご説明させていただいたものを反映しているものとなりますので、説明は割愛させていただきます。

全体説明はこれで終了とさせていただき、「川西幼稚園の認定こども園化」と、「学童保育所の新規整備計画」について進めたいと思います。

「川西幼稚園の認定こども園化」について、説明を高場と交代したいと思いますので、よろしくをお願いします。

高場主幹

それでは、私のほうから「川西幼稚園の認定こども園化について」をご説明させていただきますので、ご審議いただければと思います。

資料は、資料 4 を用いてご説明させていただきます。

この資料は、川西幼稚園の認定こども園化についての保護者説明会で用いた資料をベースに作成しております。

15-2 頁をご覧ください。

認定こども園となっても、3 歳児から 5 歳児の 3 年間の教育提供サービスである幼稚園をベースとすることは同じです。

従いまして、0～2 歳児はサービス提供の対象外となり、幼稚園を土台として、2 号認、すなわち保育認定児童を対象としたサービスが加わるというものとなります。

続きまして、15-3 頁をご覧ください。



これまでは、幼稚園に入園する児童は 1 号認定とさせていただいておりましたが、令和 4 年度からは、就労等の用件が必要となってきますが、保育認定を受けていただくことにより、8 時間以内の保育、あるいは 11 時間以内の保育を提供させていただく体制となります。

15-4 頁をご覧ください。

この頁では、現状とどのように変わるかという点を紹介させていただいております。

現在、川西幼稚園の利用定員は 120 名で、66 名の児童が在籍しております。幼児教育・保育の無償化が始まった影響を受け、保育需要が大きくなった影響を受け、幼稚園の在園児は減ってきております。

令和 4 年度からは、総利用定員数 120 名から 114 名（教育 90 名+保育 24 名）に変更となります。

利用定員をこのように設定した理由についてですが、現在幼稚園で提供している 16 時 30 分までの預かり保育について、月平均で 1 日あたり約 20 人程度が利用しているという実績をもとに計算すると、1 学年あたり 7~8 人が利用しているという計算結果から、各クラス 8 名ずつ、計 24 名を設定すれば概ね保育需要に応じることができると判断したことによります。

続きまして、15-7 頁をご覧ください。

こちらは、認定こども園のサービスの流れを図に表したものとなります。

基本的な流れは同じで、14 時以降の保育サービスが加わるというイメージとなります。

その他、保育認定児童については、朝 7 時 30 分から 8 時 30 分までの早朝の延長保育と、夕方は最長 18:30 迄の延長保育の提供も行うこととなります。

また、幼稚園にはある長期休業（資料は夏季休業について例示）ですが、1 号認定児童は今までどおり町休業があり、その間預かり保育がありますが、2 号認定児童につきましては、長期の休業がない保育を提供することとなります。

最後に、15-9 頁をご覧ください。

給食の提供体制についてですが、こちらは抜本的に見直しを行っております。1 号認定児童は週 4 回、2 号認定児童は週 5 回の給食を実施します。

これまで幼稚園では、週 3 回の給食提供であったため、週 4 回に増やす関係で、給食費は値上がりすることとなります。

1 号認定児童と 2 号認定児童では、給食提供頻度が異なりますので、給食費も差が

あることとなります。

また、基本的に給食は川西小学校で提供するものと同じものですが、長期休業中は小学校ありませんので、外部委託を行い、別で給食を提供することとなります。

以上のように、認定こども園化することで幼稚園のサービスを提供しながら、保育のサービスも拡充するという体制を整える予定となっております。

コロナ前では、預かり保育は毎月 20 人程度ご利用いただいております、保育需要も痛感しているところとなりますので、認定こども園化により、需要に応じたサービスを提供したいと考えているところです。

これらの事情を踏まえていただき、ご理解いただければと思います。

行を事務局に返します。

事務局（東） それでは続きまして、「川西学童保育所の新規整備計画について」に関してご説明させていただきます。

資料 5 をご覧ください。

この資料は、計画本文の 19 頁の後ろに、資料 5 の 19-1 頁から 19-5 頁までを付け足す形で変更を行いたいと考えております。

それではまず、19-1 頁をご覧ください。

学童保育所とは何かというところからご説明すると、保護者が就労等で昼間不在にするご家庭のための、小学生版の保育施設のことです。現在、川西小学校の北西の敷地に学童保育専用建物があり、専用建物の利用定員を 86 名で設定しております。しかしながら、先ほどの議事でも触れさせていただいたとおり、近年の学童保育に対する需要の伸びは著しく、専用建物だけでは受入が全くできない状況となっております。令和 2 年度からは学童保育所専用建物に加えて、川西小学校の普通教室も間借りして学童保育所として運営しています。

上の表は、過去の実績等に基づいて今後の学童保育に対する需要を予測した表となります。これをご覧くださいと一目瞭然であります、現状、利用定員が 86 名の学童保育専用建物では全員受入のための広さが全く足りておりません。

この状況を解消するためにはどうすれば良いか、時間をかけ、何度も議論を重ねた結果、学童保育所を増築する以外に根本的な解決手段が存在しないとの結論に至り、増築計画を決定しました。

ただし、学童保育所を増築には多額の費用がかかるため、「増築を決定する前に既

存の公共施設をうまく使って工夫はできないのか」、「今後子どもが減ってくるのに新たに建てる必要性があるのか」、といった批判的なご意見等もあろうかと承知しております。

こういった指摘が予測される中、何故増築が必要なのかといった観点でご説明したいと思います。

まず、少子化との関連についてですが、下の表にあるとおり、就学前児童は減少傾向にあるものの、保育必要割合が右肩上がりの状況が続いています。そのため、児童総数は減っても、保育が必要な児童数は減らないということが数字で裏付けられています。現在の学童保育所の利用定員である 86 名など、到底下回る見込みがないことがお分かりいただけたと思います。

続いて、19-2 頁をご覧ください。

先ほどもお話したとおり、増築という選択を行う前に、既存の公共施設をうまく使って場所を確保することに努めなければなりません。

実際に、どの公共施設であれば学童保育所として運営できるかを検討するにあたり、保護者ニーズを把握するということは必要不可欠です。町が小学校児童の保護者の皆さまから意見を聴かずに学童保育所実施場所を決めても、その決定がニーズに合わなければ意味がありません。

ニーズ調査を行ったところ、「小学校から近いところ」を希望するという傾向が明確になりました。これを踏まえ、下の表のとおり、令和 2 年度から専用建物以外の学童保育所として、小学校普通教室を間借りするなど、公共施設の有効利用を実際に行っています。

続いて、19-3 頁をご覧ください。

保護者ニーズを踏まえ、かつ、公共施設の有効利用策として、令和 2 年度、令和 3 年度と小学校の普通教室をお借りして学童保育所として運営してきましたが、実際に運用する中で、様々な問題点が出てきました。具体的な内容は、四角の線で囲った事項となります。

特に、放課後に行われる不登校児童の対策事業と学童保育は時間帯が被るため、小学校内で学童保育所を運営することとはどうしても支障があり、工夫にも限界があることが判明しました。

当然のことですが、学校は学校教育のために使うことが優先されなければなりません。そのため、「子どもが減って教室数が空いてくるのに建てる必要があるのか」といったご指摘もいただきますが、空けられる部屋さえあれば良いという単純な話ではないという事情をご理解いただければと思います。

また、他の公共施設についても検討を行いました。下の表にまとめたとおりの事情があり、実施は困難という結果になりました。

続きまして、19-4 頁をご覧ください。

これまでの説明のような経緯を踏まえ、安定的な待機児童解消手段は増築以外にないとの結論に至りました。

現時点でまとまっている増築計画の概要についてご説明します。増築計画地は、地図の四角の黒でお示ししている、小学校と文化会館の間にある空き地となっており、立地面も保護者ニーズを踏まえたものとなっていると考えております。

当初は学童保育所北側土地を検討しておりましたが、消防活動用の緊急車両駐車スペースを確保しなければならない事情を考慮すると、今後予測される学童保育需要を十分カバーできる利用定員、すなわち、少なくとも 180 人程度まで受け入れることのできるスペースの確保が不可能であると判断し、候補地を変更しました。

下の表につきましては、現時点では検討中であり、今後の建築設計次第で変更になる可能性があるため、このような書き方となっております。ただし、建物の広さは十分に確保し、せつかく建てたのにまだ足りないという事態は避けられるようにします。

最後に、19-5 頁をご覧ください。

こちらは、どうせ造るなら良いものを造りたいとの小澤町長の意向を踏まえ、計画に反映させたものとなっております。

良いものとは、お金をかけてぜいたく品を造るという意図ではなく、新しい学童保育所が交流や教育の充実を推進する拠点のようなものとなり、単なる学童保育所にとどまらないものにしたいという想いを込めています。

計画に記載する事項からは外れますが、ここ数年で、奈良県下の自治体は 6 年生まで学童保受入の体制整備を推進しており、もはや 6 年生まで受入できない自治体は、取組みが遅れているという情勢となっております。

川西町が、これからの時代を担う子育て世代から選んでもらえる自治体になるためのひとつの要素として、学童保育所を充実させることは重要な取組のひとつであると考えられます。

これまでのご説明を踏まえたうえで、増築計画についてご理解をいただけたらと思います。

事務局からの説明は、以上です。

- 森田会長            ありがとうございます。  
これまでの説明につきまして、議事 2 に関してご意見、ご質問等はございませんか。
- 委員                川西こども園の認定こども園化について質問です。  
令和 4 年度からは、1 号認定児童、2 号認定児童、ともに川西幼稚園の先生が教育・保育を担当していただけるのか、あるいは別の先生になるのでしょうか。
- 委員                幼稚園教諭が担当します。  
午前中は幼稚園クラスの児童と一緒に教育の提供を行い、幼稚園児童が帰る 14 時以降は、保育認定児童の 3～5 歳児クラスの児童を合同で保育します。
- 委員                実際、令和 4 年度の申込は少子化の影響を受け、減っているのが現状となります。  
成和保育園や川西こども園の申込はどうなっているのでしょうか。
- 事務局（東）      概ね利用定員の 90%程度は申込がある状態です。
- 委員                その点は私も気になっている。川西幼稚園の認定こども園化により、いわゆる民業圧迫のような事態は招いていないのか。
- 事務局（東）      0～2 歳児クラスについては、川西幼稚園が認定こども園化しても提供がないクラスなので、影響はありません。  
0～2 歳児で園に所属した児童は、大半が 3 歳児クラスに上がる時、そのまま同じ園を選択しますので、現時点ではそれほど影響が出ているとは考えていません。  
長期的には影響が出るかもしれませんので、利用定員の見直し等、改めて対応が必要になることもあるかと考えられます。
- 委員                学童保育所の増築について意見です。  
私は、基本的に賛成です。地図を見ていただければお分かりいただけるかと思いますが、今の学童保育所と教室の距離は敷地のほぼ端と端の状態となっており、児童や学童の先生の移動の負担がものすごく重たいものになっていると思います。  
できるだけ早期に建物が完成することを期待しております。
- 委員                現在の学童保育所を建設した当初は、3 年生までの受入が対象でありましたが、法

律が建設当初と変わり、6年生まで受入対象となりました。

今や川西小学校児童の半数近くが入所を希望している状況となっております。

小学校にはいまして協力をお願いしたいと思っております。

委員

協力できるところはしたいと考えています。

ただ、学童保育実施場所が分かれることで、児童の安全管理や、小学校内の個人情報保護の問題が発生することが考えられます。

実際に直面した問題の例を挙げると、入学式前の4月当初の時期に、新担任が新教室で作業を行っている時、学童利用児童が、事前に新担任が誰であるとか、学年が上がった時のクラス替えのメンバーといった学校内の情報を目にしてしまう可能性があるということがあります。

こういった問題に気を付けなければならない状況が続いておりますが、新しい施設が建つまでの間なら、ということで、協力はさせていただきたいと考えています。できるだけ早く建物が完成するとありがたいです。

委員

2点あります。

1点目は、学童保育需要予測についてですが、例えば1年→2年になれば、通常、減っていくものと思われれます。令和3年の1年生が37人なのに対して、令和4年の2年生が41人という予測は、どのような根拠によるものなのでしょうか。

2点目は、学童保育での受入率についてです。私の認識では、川西町は全校児童数に占める学童保育利用児童総数は、県内でも高いと認識しています。

高学年になれば、塾に行くだとか、友達と遊ぶだとか、放課後の過ごし方も多様化してくるようになります。

6年生まで学童保育所を使っているとなると、来年から中学生でいきなり学童保育がなくなるということになりますが、自立心を育てるといった考え方もあるのではないのでしょうか。

事務局（東）

1点目に回答します。

令和4年度の根拠については、申込の締切を行った現時点での確定申込者数によるものです。

また、1年生から新2年生になる際に増えている理由については、パートタイムの仕事を新しく始めたなどの例が挙げられます。

実際に申込の受付をしていると、1年生の間は共働きではなかったが、新学年になると同時に共働きになるということも、少なからずあります。

委員 周囲の保護者の意見を聴いていると、保護者の思いとしては子どもに学童に預けたいが、子どもが高学年になるにつれ、学童に行きたがらなくなるということが多いように感じます。

委員 長期休業中は1日が長いので、ニーズが高くなるのはよく分かります。

委員 長期休業中も、塾に行ったり友達と遊んだり、毎日使うこともないという話を聞きます。

委員 行政の姿勢として、学童保育の受け入れ体制を強化し、間口を拡充することは非常に大切であるし、正しいことと思います。  
一方で、先ほどもご意見があったように、高学年の自立心を養うような基準を作ることも一考してもよいかもしれません。利用制限を設けるなど。  
良い具体案というのはなかなかすぐには出てきませんが、こういった考え方が良いものか、線引きが難しいように感じます。

森田会長 高学年の学童保育所利用については、保護者の気持ちも分かるし、一方で少しずつ自立を促す時期でもあるのかと思われまます。  
学童保育の拡充はもちろん大切なことであり、町としては受入体制の拡充に努める方針に変わりはありませんが、自立に向けた放課後の居場所づくりの提供もできたら良いと思います。  
事務局で、保護者の意見を取り入れた今後の放課後児童対策の在り方を検討していただくようお願いします。

他にご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

他にご意見・ご質問がないようですので、事務局から説明のあった「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」の変更については、承認いただけたものとさせていただきます。

次の議事に進みたいと思います。

### 3. 議事 (3) 委員による意見交換

---

- 森田会長 続きますして、議事 (3)「委員による意見交換」を行いたいと思います。  
この議事につきましては、これまでの議題のテーマに限定することなく、広く子育てに関する委員の皆さまのご意見をいただきたいと思います。  
何かご意見・ご質問等はございませんか。
- 委員 学童保育で、自立心を育てるといった意見がありました。共働き世帯が上昇する中、子どもの安全確保策は重要であると思います。  
たとえば、高学年であれば自分で行動する児童も多くなり、行動範囲も広がってきますが、安全確保策のひとつとして、防犯カメラの設置等が考えられると思います。  
現在、川西町では防犯カメラはいくつ設置されているのでしょうか。
- 高場 行政として管理を行っているのは、教育委員会管理のものとなりますが、唐院から保田の1か所、宮前橋の1か所、計2か所となります。  
いずれも交通量が多いところで、安全確保上重要なところと考えて、設置を行っています。
- 委員 今後、設置箇所を増やしていただく予定はあるのでしょうか。
- 高場 現在の設置箇所や数については、防犯担当と協議のうえ、設置を行ったものとなっております。  
防犯カメラの設置はプライバシーの侵害を行ってはいけないという点がありますので、民家がカメラに映ることは避けなければなりません。  
そういった点も考慮すると、増設は容易ではないと考えています。
- 委員 補足させていただくと、町としては、小学校児童の安全確保策は、見守り隊による地域の方の見守りに力を入れていくという方針で考えています。
- 委員 見守り隊の方もボランティアで行っています。  
共働き世帯の増加や高齢化でなり手不足が問題化しているように思われますが、町としてはどのように対策を考えておられるのでしょうか。
- 委員 現状、見守り隊の方のご厚意に甘えさせていただいているのが現状です。  
地域の力をお借りして、見守り活動を継続したいという方針となりますが、ど



ういった形で負担を減らせるか、見守り活動をおこなっていただく方と話し合う場を持つことで対応したいと思っています。

保田地区の話をする、高齢の見守り隊の方も長距離を歩くのがなかなか辛いという話も聞きます。

保護者の皆さま等、地域の皆さまからお力を借りたいと思っております。

今後とも持続可能な見守り活動の方法を探るため、年に1度ぐらいは、負担を減らせないか等について、話し合いを行う場を設けたいと考えています。

委員 24時間小児科・産婦人科オンライン相談サービスについてお尋ねします。  
登録や利用を行っていただけたか、また、周囲からのご意見等（良い意見、悪い意見含めて）をお聞かせいただけたらと思います。

委員 私は、登録は行いましたが利用は行っていません。  
子が〇〇〇〇（症状名）でよく病院で診てもらいますが、今のところかかりつけ医への相談でなんとかなっています。  
24時間相談できるというのはありがたいし、オンラインで相談したら、親身になって相談してくださるのだろうなとは思いますが、幸いなことに、今のところ利用することがないままとなっています。  
周辺の意見等は、聞いていません。

委員 ありがとうございます。  
対象は乳児から中学生までと幅広く、また、専門医の知見に基づく情報発信等も行っておりますので、ぜひご活用もご検討いただければと思います。

委員 昨年紹介いただいた、GIGAスクールの取組みについて質問です。  
小学校が学級・学年閉鎖になったとき、娘が、何故自分は元気なのに…という想いがあったようでしたが、タブレットを用いた遠隔授業があったおかげで、みんなの顔が見られて良かったと言っていました。  
どういうふうに活用し、これからどう使っていくか、娘と一緒に勉強できればうれしいと考えています。

委員 GIGAスクール構想は、昨年度から始まりました。  
川西町では他よりも早く導入が始まっており、取組みは徐々に進めています。  
飲み込みが早い児童に対応するため、教員等の研修等も重ねているところです。  
できることからやっていき、失敗したら失敗したで反省点が把握できたので良

いという考え方で、試行錯誤をしながら行っています。

これからの時代の重要な教育のツールであることは間違いないので、学びを止めない、オンラインでつながりを持っていこうという気持ちで進めていきます。

具体的なことは、検討しているところです。

一方で、情報リテラシー教育もしっかり行わないと、危険があるので、しっかりと教育していきたいと考えています。

委員 補足しますと、高学年の取組みとしては、海外とのオンライン交流会や、広島とオンライン修学旅行を行ったりしました。

また、情報教育体制の充実策として、電子黒板を令和4年度中にすべて新調する計画を行っております。

委員 川西幼稚園について質問です。

認定こども園化することで、1号認定児童の預かり保育は使いやすくなるのでしょうか。

今までなら、20日までに届出をしていないと利用枠が空いておらず、利用ができないということがありました。

急用が生じると、どうしても申込の締め日に間に合わなくなることもあり、後から申し込んでも使えるようになるとありがたいです。

高場 預かり保育を行う職員は、川西幼稚園の常勤教諭とは別の職員となります。

そのため、申込をもとにして、「この日は何人必要である」ということを事前に把握できないと、適切な人員配置がどうしてもできない仕組みとなっています。

とりあえず多めに配置したのは良いが、数人しか利用がなかったという状態を繰り返しては、予算の執行が不適切と言わざるを得ません。

ただし、空きがあれば受入の対応はさせていただいており、認定こども園化してもその対応には変わりありません。

また、現在川西幼稚園に在籍している児童の就労世帯の多くが2号認定となりましたので、1号児童を対象とした預かり保育には余裕が生まれるのではないかと期待しております。

森田会長 ありがとうございます。他にご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

他にご意見・ご質問がないようですので、議事(3)については、以上で終了とさせていただきます。

森田会長

以上ですべての議事を終了させていただきます。

本日、皆さまから頂戴しましたご意見等につきましては、これからの川西町の子育て支援施策全般に役立ててまいりたいと考えております。

進行を事務局に返します。

#### 4. 閉 会

---

(11:35)

事務局（東）

それでは、これをもちまして、「令和3年度川西町子ども・子育て会議」を閉会いたします。

本日は、ご多忙のなかご出席いただき、ありがとうございました。